

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年4月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第 3 号

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「担当課長,」の右に「研究担当課長,」を加える。

第3条第5項中「研究部長」の右に「及び研究担当課長」を加える。

第4条第4項ただし書中「代理し, 研究部長又は担当課長に事故があるときは, 主管事務につき, 課長補佐, 担当課長補佐, 係長又は担当係長がその職務を」を削り, 同条第5項を同条第7項とし, 同条第4項の次に次の2項を加える。

5 前項に規定する研究部長に事故があるときは, 主管事務につき, 課長補佐, 担当課長補佐, 係長又は担当係長がその職務を代理する。ただし, 研究担当課長が置かれている場合は, 主管事務につき, 研究担当課長がその職務を代理し, 研究担当課長に事故があるときは, 主管事務につき, 課長補佐, 担当課長補佐, 係長又は担当係長がその職務を代理する。

6 担当課長に事故があるときは, 主管事務につき, 課長補佐, 担当課長補佐, 係長又は担当係長がその職務を代理する。

第5条企画情報室の項第6号を同項第7号とし, 同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 研究所への地方独立行政法人制度の導入に係る準備事務に関すること。

附 則

この規則は, 平成24年5月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)